

スタジオからのお願い

～音楽が生きる、みんなが生きる場所～

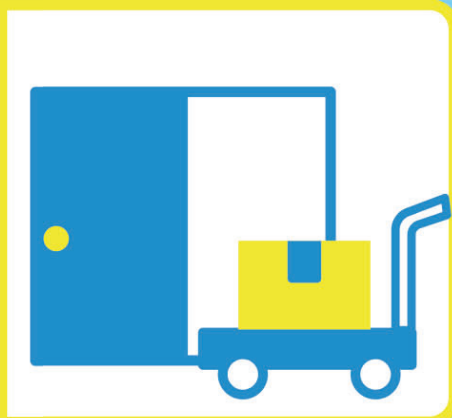
エンジニアの休憩取得にご協力ください

.....
法令順守に基づき、作業が6時間を超える場合の休憩取得にご協力ください。



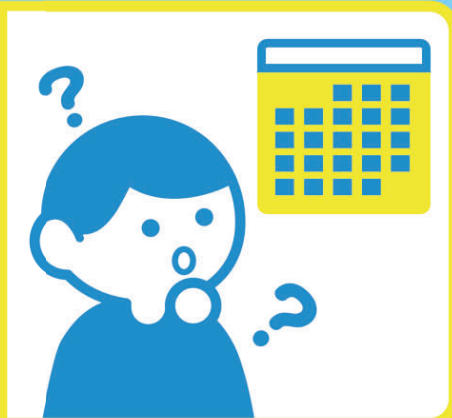
スタジオの利用時間にご注意ください

.....
作業開始前の機材搬入出などのスタッフ対応は、利用時間の対象となる場合があります。



お早めのスケジュール決定にご協力ください

.....
スタジオ利用をお待ちの方がいますので、スケジュール決定はお早めをお願いいたします。



JAPRS



音事連(東京音楽事業者連盟)、MPN(一般社団法人MPN)、JAREC(特定非営利活動法人日本レコーディングエンジニア協会)は、JAPRSのこの取り組みに賛同し、協力しています。

当スタジオは一般社団法人日本音楽スタジオ協会(JAPRS)に加盟しています。

音楽スタジオ使用規程モデル詳細はJAPRSウェブサイト(<https://www.japrs.or.jp/>)ご参照ください。

音楽スタジオ使用規程モデル

前文

このスタジオ使用規程は、当スタジオが、スタジオを御利用頂くお客様に対し、スタジオ使用上の約束事及び、より良い音楽の創造のために当スタジオが提供する役務を明確にすることを目的とします。

第1条(適用範囲)

スタジオ使用契約者と当スタジオとの間で取り交わすスタジオ使用契約は、この規程の定めるところによります。ただし、スタジオ使用契約者と当スタジオとの間で、この規程に定める各条項について特約を結んだ場合、その特約が優先されます。

第2条(スタジオ使用契約の定義)

スタジオ使用契約とは、当スタジオが所有する録音設備及び録音技術者それに附帯するサービスを、有償でスタジオ使用者に提供するための契約をいいます。

第3条(用語の定義)

この規程で使用される用語は、以下の通りとします。

- 【1】スタジオ使用契約者とは、スタジオ使用契約を結び、使用料を支払う人をいいます。
- 【2】代理人とは、スタジオ使用契約者から委任を受けて、またはスタジオ使用契約者の代行者としてスタジオ使用契約の申し込みを行う人をいいます。
- 【3】関係者とは、制作者、アーティスト、ミュージシャン、アレンジャー、エンジニアその他スタジオを使用する人をいいます。
- 【4】予約とは、スタジオ利用契約の成立もしくは決定の状態をいいます。

第4条(契約の申し込み)

- 【1】スタジオ使用申込者は、下記事項を明らかにして、スタジオ使用契約の申し込みを行うものとします。
 - (1)スタジオ使用契約者。
 - (2)使用日、入室予定時刻・退室予定時刻。
 - (3)作業内容。
 - (4)スタジオ料金(1時間料金もしくは1日料金、超過料金、公共交通機関が利用できない場合の早朝深夜料金、有料機材など)。
 - (5)スタジオ料金の支払条件(支払日、支払方法)。
 - (6)宿泊施設利用の場合は、宿泊日数、宿泊者数。
- 【2】スタジオ使用の申し込みをスタジオ使用契約者の代理人として行う場合、代理人は、その旨明示するものとします。
- 【3】申込金が定められた場合は、スタジオ使用契約者は当スタジオとの間で定める期日までに申込金を支払うものとします。申込金は、第12条第1項のスタジオ使用料に充当するものとします。

第5条(契約の成立)

スタジオ使用契約者は、下記事項を明らかにして、スタジオ使用契約の本予約を行うものとします。

- 【1】当スタジオが、スタジオ使用契約者からの申し込みを確認し、その使用を受諾したとき、スタジオ使用契約が成立するものとします。
- 【2】当スタジオは、スタジオ使用契約者に対し、当スタジオが別に定める書式で成立したスタジオ使用契約の申込確認書を送付(Eメール、ファックスを含む)するものとします。
- 【3】スタジオ使用契約者が、申込確認書を受領後、その内容について異議を述べない場合は、申込確認書記載の内容のスタジオ使用契約に同意したものとします。

第6条(契約の変更)

- 【1】スタジオ使用契約者は、当スタジオの承諾を得て、スタジオ使用時間の変更その他スタジオ契約の変更を行うことが出来ます。
- 【2】当スタジオは、スタジオ使用契約者に、契約の成立したスタジオを提供出来ない場合、スタジオ使用契約者と協議の上、出来る限り同一の条件によるスタジオの使用時間を設定、または他のスタジオを斡旋するなど、誠意を持って対処することとします。

第7条(スタジオ使用契約者による契約の解除)

- 【1】スタジオ使用契約者は、スタジオ使用契約成立後、スタジオ使用契約の全部または一部を解除(キャンセル)することができます。
- 【2】スタジオ使用契約者が、第1項に基づき、スタジオ使用契約を解除(キャンセル)したときは、スタジオ使用契約者は、当スタジオが別に定めるキャンセル料に関する規程に従うものとします。ただし、地震、豪雪、豪雨などの天災による、やむを得ない事由によりスタジオを使用することが出来ない場合は、キャンセル料の支払は免除するものとします。

第8条(スタジオによる契約の解除)

当スタジオは、以下の場合スタジオ使用契約を解除することが出来ます。

- 【1】スタジオ使用契約者及び関係者が、スタジオ使用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがある場合。
- 【2】スタジオ使用契約者及び関係者が、当スタジオの通常の営業に支障をきたすような行為をする恐れがある場合。
- 【3】地震、豪雪、豪雨などの天災による、やむを得ない事由によりスタジオを提供することが出来ない場合。

第9条(使用規則の遵守)

- 【1】スタジオ使用契約者は、当スタジオが別に定めるスタジオ使用規則を遵守して、スタジオを使用するものとします。
- 【2】スタジオ使用契約者は、関係者に対し、スタジオ使用規程及びスタジオ使用規則を遵守させなければなりません。

第10条(ハードディスク、テープ等の預かり)

当スタジオは、原則としてハードディスク、テープ、楽器、機材(以下「音源データ等」といいます)の預かりをしないものとします。ただし、当スタジオが承諾する場合、スタジオの使用期間内に限り、該当スタジオの使用にかかる音源データ等の一時預かりを行うものとします。なお、預かり期間内に発生する事故、故障に関しては、故意・過失により生じたものでない限り当スタジオは責任を負担しないものとします。

第11条(使用確認の署名)

スタジオ使用契約者は、スタジオ使用が終了したとき、録音内容及び作業内容について確認し、当スタジオが定めるフォーマットに署名を行うものとします。

第12条(料金の支払い)

- 【1】スタジオ使用契約者は、当スタジオに対し、第4条第1項第5号に基づいた期日までにスタジオ使用料を支払うものとします。
 - 【2】スタジオ使用契約者がスタジオ使用料の支払いを遅延した場合、スタジオ使用契約者は当スタジオが別に定める遅延損害金に関する規程に従うものとします。
- ## 第13条(損害賠償)
- 【1】スタジオ使用契約者は、当スタジオに対し、スタジオ使用者または関係者が故意または過失により損害を与えた場合、損害を賠償するものとします。
 - 【2】当スタジオは、スタジオ使用契約者に対し、故意または過失により損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

- 【3】スタジオ使用契約者及び当スタジオは、損害賠償の額及び支払方法などを決定するにあたり、双方誠意を持って協議するものとします。

第14条(遺失物、廃棄物)

- 【1】スタジオ使用契約者及び関係者の遺失物があつた場合、発見日を含め7日間、当スタジオにて保管することとします。その後は遺失物法などにに基づき処理することとします。
- 【2】スタジオ使用契約者および関係者の廃棄物は、スタジオ使用契約者の責任において処分することとします。当スタジオが、廃棄物の処分を代行した場合は、廃棄にかかる費用はスタジオ使用契約者が負担するものとします。

第15条(駐車場)

当スタジオは、使用契約者または関係者が利用する駐車場の管理については、責任を負わないものとします。

第16条(スタジオスタッフの休憩取得)

スタジオ使用契約者は当スタジオと協議し、セカンドエンジニア、スタジオオペレーターなどのスタジオスタッフが、法令、又は一般に確立された習慣に基づいた休憩を取得できるよう配慮するものとします。

第17条(規程に定めのない事項)

この規程に定めのない事項については、スタジオ使用契約者と当スタジオが誠意を持って協議するものとします。